

各政党幹事長等 宛

政治分野における女性の活躍促進について

すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会を創り上げる。そのためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大は大変重要です。

政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げ、実効性あるポジティブ・アクションを推進しております。

しかし、政治分野においては、その重要性が高いにもかかわらず、国会議員に占める女性割合は諸外国に比べて低い状況にあります。

そこで、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では、政治分野におけるポジティブ・アクションの推進に理解を求め、積極的な取組を促すなど働きかけを行うこととしております。

つきましては、貴党におかれましても、党员・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、ポジティブ・アクション導入など格段の取組を御検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、各地域の政治分野における女性の参画状況について今般、集計し図示いたしましたので、御活用ください。

平成27年1月／3月

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）